

御代田町宅地開発事業補助金制度



1 概要

御代田町では、町内において、3,000 平方メートル以上の宅地分譲（別荘地の分譲及び共同住宅を目的とするものは除く。）を目的に開発事業をする者に対し、開発事業費の一部を補助します。

町内における大規模な宅地開発に対して、開発事業費の一部を補助金として交付することで、定住人口の増加を図り、良好で持続可能なまちづくりをめざします。

2 補助金額

町内において、3,000 平方メートル以上の宅地分譲（別荘地の分譲及び共同住宅を目的とするものは除く。）を目的に開発事業をする者に対し、1 区画当たり 50 万円を補助します。

3 補助対象の要件 (1)~(5)を全て満たす開発事業

- (1) 宅地分譲する区域の面積が、3,000 平方メートル以上であること。
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日以降、次のいずれかに該当する事業であること。
 - ア 都市計画区域内においては、都市計画法第 29 条の規定による開発行為の許可を受けた事業であること。
 - イ 都市計画区域外においては、御代田町環境保全条例施行規則第 16 条の規定による不勧告通知を受けた事業であること。
- (3) 御代田町開発指導要綱に規定する区画面積の基準（※）を満たしていること。

※ 1 区画当たりの面積基準は、御代田町開発指導要綱に規定されている都市計画用途地域内は 250 m²以上、都市計画用途地域外の都市計画区域内は 270 m²以上、都市計画区域外は 300 m²以上とします。
- (4) 一戸建ての住宅建築を目的とした宅地分譲であること。
- (5) 開発区域内の自然環境の保全及び植生の回復等のため、積極的に植栽すること。
- (6) 令和 9 年 3 月 31 日までの時限付きとする。

4 交付申請

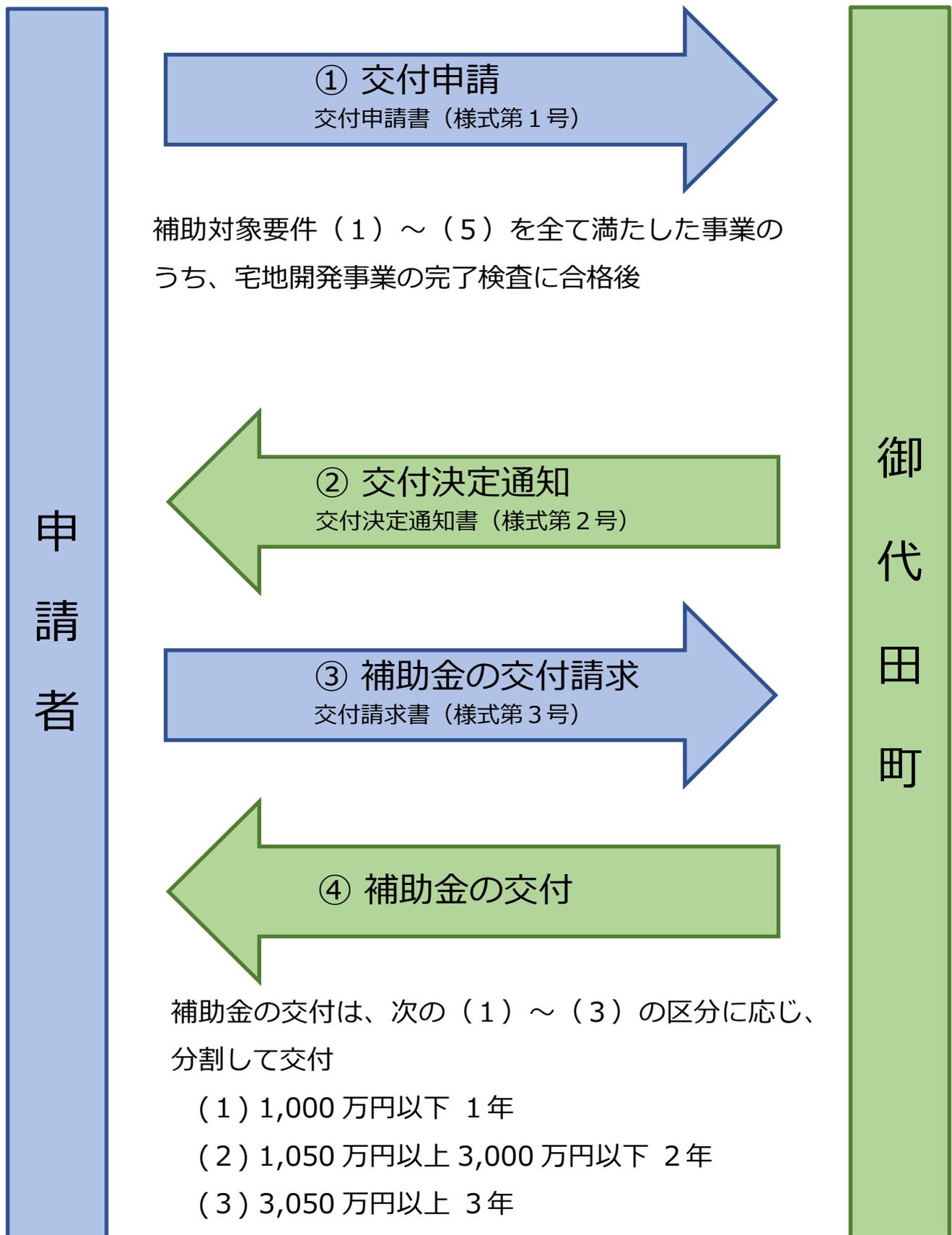
宅地開発事業の完了検査に合格後、申請書を建設水道課都市計画係に提出してください。

御代田町宅地開発事業補助金交付申請書（様式第 1 号）

問い合わせ先

御代田町 建設水道課 都市計画係 電話：0267-32-3129

御代田町宅地開発事業補助金の流れ



【問い合わせ先】 御代田町 建設水道課 都市計画係 電話：0267-32-3129